仕　様　書

1　件名　　高周波手術装置 一式の購入

2　品名及び数量　　高周波手術装置　ESG-410　一式

3　規格品質　　別紙「機器構成明細」の通り

4　納入期限　　令和 8年 3月 31 日

5　納入場所　　名古屋市北区平手町１丁目１番地の１
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター　中央手術部

6　指定場所への納入等

(1) 購入物品の納入に当たり、機器等の搬入、撤去、据付、結線、設定及び調整等に関しては、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「病院」という。）担当者の指示に従うとともに、必要に応じて協議し、十分調整を行った上で実施すること。

(2) 購入物品の搬入、据付及び動作確認は、納期までに終えること。

(3) 設置された購入物品は使用できる状態に調整し、病院が交付する固定資産シールを貼付の上、引き渡すこと。

7　費用負担

(1) 購入物品の搬入、据付、動作確認を始め、装置を使用できる状態に調整して引き渡すまでの一切の費用は、売渡人の負担とする。

(2) 上記(1)に記載する一切の費用には、本仕様書「８検査」、「９付帯事項」、「10 妨害又は不当要求に対する届出義務」及び「11 グリーン配送に関する事項」各条項に記載された設備の設置、必要物品・資材の調達、工事・作業・業務・処置の実施等に伴い発生する全ての費用を含むものとする。

8　検査

(1) 契約締結後、速やかに本件購入物品の納入日程等について、病院経営課（以下「経営課」という。）の指示を受けること。

(2) 据付後、外部から確認できない機器等については途中で写真撮影等を行い、経営課に提出すること。契約締結後、病院が指定する検査員（以下「検査員」という。）の指示を受けること。

(3) 機器の据付を完了したときは、検査員に報告し、検査員の指定する日に完了検査を受けること。完了検査の際は、作動させて機能の確認を行うことがある。機器構成、銘柄型番の表示、性能機能等について説明できる者が立ち会うこと。

(4) 完了検査を受けた後、直ちに納品書を経営課に提出すること。

(5) 売渡人は、検査員の検査に係る指示に従うものとし、検査員から納入物品についての説明、資料提出等を求められた場合は、速やかに応じるものとする。上記の検査以外にも、履行の確保等のため検査員が必要と判断した場合は、中間検査を実施することがある。

(6) 納入検査において合格と認められないときは、売渡人は病院担当者の指定する期日までに装置等の取換え又は補正を行うこと。

(7) 上記の手続は、いずれも売渡人がその負担により行うこととし、据付途中の写真撮影、納品書の提出等検査に直接要する費用と検査のため変形、変質、消耗又はき損した物品の損失はすべて売渡人の負担とする。

9　付帯事項

その他付帯事項として、以下の要件を満たすこと。

(1) 装置据付関連業務

ア　設置場所については、病院職員の指示によること。

イ　病院施設側電源設備以外に必要な電源設備、給排水設備、配管設備等がある場合、売渡人において用意すること。

ウ　購入物品の搬入、据付、配管、配線、調整、撤去、既存設備との接続については、病院の診療業務に支障をきたさないよう病院担当者と協議の上その指示によること。また、搬入の際には売渡人が立会い、病院の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように務め、必要があれば納入経路に養生等を施すこと。また、万一、病院の建物、設備等に損傷を与えた場合は、売渡人の責任において現状に復するものとする。

エ　購入物品の稼動に必要なケーブル及びコネクタ類は全て本契約に含めて用意すること。

オ　工事が必要な場合は、納期、工事期間のスケジュールの打合せを事前に行いそのスケジュールに従い完了すること。

カ　必要に応じて、防火区画を貫通配線する場合は、貫通個所に適法な処置を施すこと。

キ　上記、アからカに関し、不都合が生じた場合は、病院担当者の指示に従うこと。

(2) 保守体制

ア　納入検査確認後から１年間は無償保証期間とすること。

イ　購入物品が正常に動作するように、無償保証期間中は定期的に点検、調整を行い、動作に支障が生じないように努めること。

ウ　定期的な点検を実施できる体制を有し、緊急時にも迅速な対応を行うこと。

エ　購入物品の運用を円滑にするための技術サポートを行うこと。

オ　保守に関わる装置、機器の消耗品及び劣化した部品は交換可能であること。

(3) 教育体制

ア　購入物品の据付及び調整終了後、病院の求めに応じ、操作指導者を派遣し、操作トレーニングを必要日数行うこと。また、必要に応じて、導入装置と同式装置にて実際の操作あるいは、オリエンテーションを病院職員が受ける機会を設けること。

イ　購入物品稼動後も必要に応じて操作指導者を派遣し、操作トレーニングを行うこと。

ウ　教育訓練及び取扱説明については、病院が指定する日時、場所で行うこと。

エ　各購入物品の操作マニュアルは、日本語版を各３部提出すること。

(4) その他

ア　購入物品に関し必要な耐震対策を講じること。

イ　購入物品納入後に新たに必要と思われる周辺機器が生じた場合は、売渡人は、協議に応じること。

ウ　付帯設備の変更が必要な場合は、事前承認を得ること。なお、給電、照明等設備の変更が必要な場合は、承認後着工するものとし、設置工事、内装工事及び設備の変更に関わる費用は、売渡人の負担とする。

エ　無償保証期間中に生じたトラブルは十分把握し期間終了前に完全な機能状態とすること。なお、期間中の故障状況はその都度報告承認を受けること。

オ　本契約にて納入する本体及び付属品については、納入時における保険診療上の施設基準等を満たす仕様であること。

カ　現有機を廃棄する場合は、貼付されていた固定資産シールを病院担当者へ渡すこと。

キ　その他、本仕様書に記載のない事項については、適宜病院担当者との協議に応じることとし、詳細については、病院職員の指示に従うこと。

10　妨害又は不当要求に対する届出義務

(1) 売渡人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは

正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、病院へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

(2) 売渡人が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

11　グリーン配送に関する事項

別記「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守すること。

別紙

機器構成明細

メーカー名	品名・規格	数量
オリンパスマーケティング	電気メス　SEP セットプラン	1
	【セットプラン内訳】	
	高周波手術装置 ESG-410	1
	ワイヤレスフットスイッチ WA91302W	1
	シングルペダルフットスイッチ WA91303W	1
	超音波バイポーラ手術装置 USG-410	1
	エナジーカート TC-E410	1
	ワイヤレスフットスイッチレシーバーホルダー MAJ-2169	1
	シングルフットスイッチホルダー MAJ-2170	1
	ハンドル（12°/30°用パッシブ、電解質溶液下レゼクト） WA22367A	1
	灌流シース　Φ8.5mm A42021A	1
	光学マンドリン（A42021A 用） A42071A	1
	ブリッジ A42091A	1
	ESG-400 用 A コード（電解質溶液下レゼクト用） WA00014A	2
	滅菌コンテナ WA05970A	1
	滅菌コンテナ用トレイ A5976	1
	OES ELITE 光学視管 12° Φ4mm WA2T412A	1

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1　この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は､契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者(以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注　「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。））が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第２　グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

(1) 電気自動車　　(2) 天然ガス自動車
(3) メタノール自動車　　(4) ハイブリッド自動車
(5) 低排出ガス車かつ低燃費車　　(6) 燃料電池自動車
(7) 車両総重量 3.5ｔ超のガソリン車・ＬＰガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車
(8) クリーンディーゼル自動車　　(9) プラグイン・ハイブリッド自動車
(10) 低排出ガス車　　(11) 低燃費車
(12) 超低ＰM排出ディーゼル車　　(13) ＬＰガス貨物自動車
(14) 車両総重量 3.5ｔ超の新短期規制適合ディーゼル車
(15) その他、環境局長が認めるもの

注　「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。